

令和3年度山形県環境審議会第2回自然環境部会 議事録

1 日時 令和3年12月20日（月） 13時半～16時

2 場所 山形県庁1002会議室（Web会議）

3 出席者等（敬称略）

（1）出席委員及び特別委員

委員：横山潤、江成はるか、大西尚樹、門脇彩花、佐藤景一郎、鳥羽妙、野堀嘉裕、
本橋元、渡辺理絵

特別委員：農林水産省東北農政局農村振興部長 豊輝久【代理：課長補佐 畠中昭二】
東北森林管理局長 柳田真一郎【代理：山形森林管理署長 益田健太】
東北地方整備局長 稲田雅裕【代理：環境調整官 今野裕美】
東北地方環境事務所長 中山隆治【代理：生物多様性保全企画官 伊藤勇三】

（2）事務局

山形県環境エネルギー部	みどり自然課長	石山 清和
	課長補佐（自然環境担当）	五十嵐新也
	自然環境主査	本間 珠美
	主査	角田 泰彦
	主査	田中奈央子
	主査	須藤 泰典
	主事	石栗 拓
山形県村山総合支庁保健福祉環境部環境課	主査	佐藤 祐司
山形県最上総合支庁保健福祉環境部環境課	環境企画主査	富樫 高広
山形県置賜総合支庁保健福祉環境部環境課	自然環境主査	赤木 哲也
山形県庄内総合支庁保健福祉環境部環境課	環境企画主査	池田 誠司

4 議 事

（1）開 会

（2）課長挨拶

石山みどり自然課長より、部会開催に当たって挨拶がなされた。

（3）部会の成立

委員総数16名のうち13名が出席しており、山形県環境審議会条例第6条第7項で準用する第4条第3項の規定により、定足数に達していることが報告された。

（4）議事録署名委員選出

議長により、議事録署名委員に佐藤委員と鳥羽委員が指名された。

（5）審議事項

審議事項1 山形県第13次鳥獣保護管理事業計画（素案）について

（事務局より説明）

横山部会長： ご質問等いかがか。

野堀委員 : 2点、質問があります。13ページの第四の2、鉛中毒対策の最後の行に「なお、環境省の研究等を踏まえ、必要に応じて指定猟法禁止区域制度の活用や鳥獣捕獲等事業における非鉛製銃弾の使用を検討する。」と書いてあるが、もう一步踏み込んだ書き方ができないかというところが1点です。検討するだと、検討するだけで何もしなくなるように見えなくもない。

もう1点、37ページの第八の3の人材育成について、資料1-1の概要には「大学等との連携した専門人材の確保・育成」と書かれているが、36ページ、37ページに大学との連携に関わる記載は見つけれないがこれはどうしてか。仮に大学という名称が明記されるのであれば、対象となる大学は、例えば山形大学とか、県内にもいくつか大学があるので、どこと連携を図るのかを明記した方がわかりやすくていい。特に山大の場合だと、農学部でも理学部でも対象となる分野があるので、そういうところと実際どのように手を組むのかが重要な課題になると思う。

事務局 : 鉛中毒については、前環境大臣が2030年までに鉛弾を使わないようにする方向で進めたいという方向性を示し、先般、環境省から都道府県に鉛の影響についての調査協力要請があった。目標年次が2030年と少し先のため、検討という表現にしているが、もう少し踏み込んだ表現にできるか改めて検討したい。

野堀委員 : 「2030年に向けて使用の禁止を検討する」とすると、すっきりしてわかりやすいと思う。

事務局 : まだ鉛弾を使っている猟友会の会員も多くいると思うので、関係者の意見も踏まえながら、踏み込んだ表現にできるか検討したい。

2つ目、大学との具体的な連携の記述が確かに薄い部分がある。38ページの研修計画の表にある鳥獣被害対策指導者養成研修会では、山形大学の江成教授から研修会の構成、進め方を含めて指導をいただき、地域における鳥獣被害対策を指導できる県又は農業関係の職員の技術向上のスキルアップを図り、今年度からはリニューアルした形で進めている。その点を具体的に記載するよう、次回の部会まで検討したい。

野堀委員 : 両者の協議の結果、了解がないと記述できないと思うので、それは了解します。

あと、他の大学とかとの関係も出てくる可能性があるのも、そういうことについても検討した方がいいと思う。例えば、専門職大学ができそうなので、そことの関わり合いが今後出てくるのではないかと思う。研究機関との協力は非常に大事なことだと思う。

江成委員 : 17ページのくくりわなに関する部分だが、山形県としてカモシカのモニタリングをしているか。くくりわながこれからどんどん普及して、カモシカの錯誤捕獲が今後増えてくると思う。例えば、今、密度などのモニタリングをしていて、くくりわなが増えてカモシカの密度が減っているとかということがわかる状況にあるのか、教えていただきたい。

事務局 : カモシカについては、モニタリングまではしてないと思う。カモシカが錯誤捕獲されて、例えば、獣医師が出動した場合については、記録として残っているが、そうでない場合については記録が残ってない。把握ができていない状況かと考えている。

江成委員 : 鳥獣保護区であってもイノシシとシカは捕獲できる方向になるということですよ。

- 事務局： 元々鳥獣保護区であっても有害捕獲は可能です。狩猟鳥獣捕獲禁止区域については、クマとシカとイノシシについては、狩猟での捕獲が可能な地域になります。
- 江成委員： 狩猟ということは、そこではくくりわなを使用しないという理解でいいか。
- 事務局： くくりわなを使う場合もあるかと思う。
- 江成委員： 鳥獣保護区の中で、例えばカモシカを保護したいが、錯誤捕獲の現状があまりわからないというのは少し問題だと思う。そんなに厳密である必要はないと思うが、カモシカの増減が把握できたらいいと思う。くくりわなが増えることによって、混獲が増え、鳥獣保護区でもカモシカが減っていくということが起こってはいけない。
- 事務局： カモシカ、ニホンジカについて、我々も把握が十分でない。錯誤捕獲の実態とか、くくりわなの設置状況の把握も十分でないので、どんなことができるのか検討していきたい。
- 横山部会長： 国が天然記念物として指定しているような鳥獣の管理や個体数などに誰が責任をもつのか。
- 事務局： 私どもではカモシカの生息数を把握しておらず、文化財担当課において把握しているかと思う。
- 横山部会長： 皆が何もしないうちに気が付いたらカモシカがいなくなってしまうのは非常に怖いので、誰かが責任をもって対応しなければいけないと思う。
- 事務局： 検討していきたい。
- 大西委員： 質問と要望がある。まず質問、15ページの第15表でイノシシ管理計画のところは全部削除されているのと、17ページのわなに関する部分が全部削除されている理由は何か。
- 事務局： 15ページのイノシシ管理計画に基づく数の調整に関して、山形県ではイノシシの有害捕獲の捕獲許可期間を令和2年の4月から1年間に変更している。その前までは市町村第二種特定鳥獣管理事業計画を作成し、1年間の捕獲許可をすることもあったかもしれないが、県の有害捕獲の規定を1年間に延長したため、改めて市町村の第二種特性鳥獣管理計画を策定する必要がなくなった。市町村でも管理計画を策定していないと思うので、規定自体を削除した。
- 17ページについては、15ページの5「(1)第二種特定鳥獣管理計画に基づく数の調整を目的とする場合」の項目で続いており、16ページの上の方に「(オ)の朱書きの部分は、県が広域的な個体数調整を実施する場合は削除しない」と記載している。先ほど説明した今年度の鳥獣特措法の改正により、各市町村の有害捕獲では鳥獣被害の対応が難しい場合、県に要請があれば、県が広域な捕獲を個体数調整で行うことが想定される。県が広域的な捕獲を個体数調整で行う場合、県の第二種特定鳥獣管理計画に個体数調整を実施する方法等を明示したうえで実施することになる。その場合、このわなの規定は削除する必要がなく、この現行の規定がそのまま広域な捕獲でも適用されることが想定されたので、あえて回りくどい表現にしていた。17ページの削除した部分については、県の広域的な個体数調整を実施することも視野に入れた計画づくりを進めているので、現在は削除せずに継続する方向で考えている。
- 大西委員： もう一つ。5ページ目の第2表の中の設定理由に2つ錯誤と記載がある。この錯誤

とはどういう意味か。

事務局：米沢市の吾妻、鶴岡市の田麦俣のところかと思うが、本日出席の置賜総合支庁から吾妻の面積が若干増えている部分について補足説明をお願いしたい。

事務局（置賜総合支庁）：米沢市の吾妻鳥獣保護区については、このたびの更新に伴い、面積の確認で民有林、国有林等を関係機関に照会した結果、面積が前回と違う数字であるという回答があったため、面積が異なっている。

大西委員：こういう場合、行政では錯誤という言葉をよく使うのか。

事務局：錯誤という表現にしたのは、12次計画の同じ表の中で、面積のずれがあったものは錯誤という表現になっていたので、錯誤と記載した。

大西委員：錯誤捕獲という言葉があるので、他に適切な言葉があれば、錯誤という言葉はここでは使わないほうがいいと思う。

事務局：面積の訂正とか更正とか。

大西委員：それから修正とか。

次に意見です。27ページの錯誤捕獲について、錯誤捕獲した者への指導というところで、前回の議論でもあったように、錯誤捕獲をしたということをきちんと報告してもらって統計に載せるということが大事だと思う。それは、どの種においても。きちんと報告することということが、ここの中で読み取れないので、書き込んでもらいたい。

事務局：先ほどカモシカの話もあったが、ツキノワグマの錯誤捕獲の数について把握できていないというご指摘もあるので、ツキノワグマ管理計画の見直しと併せて、今のご意見の内容についても盛り込んでいく方向で検討したい。

横山部会長：錯誤捕獲はもうちょっと厳しい対応を取れないか。条例の改正とかの話になると、簡単にいかないと思うが、報告義務を課すとか、違反したら罰則があるとか。

事務局：現在でも錯誤捕獲の実際の数が県まで報告があがってないのではないかという話もある中で、罰則を用いて逆に適正な報告があがってこなくなることも想定されるので、まずは県まで適切に数字による報告があがってくる体制が必要だと考えており、罰則等はその次の段階で考えていくことかと考えている。

横山部会長：報告しやすい体制を作るというのであれば、110番のような感じで錯誤捕獲をしたら緊急連絡をすぐ入れてもらう体制を作るとか、そういう時に県に直接連絡が入ってくる仕組みを作ってみてはどうかと思う。

事務局：委員の皆様方からいただいた意見を踏まえながら、できる内容を考えていきたい。

渡辺委員：1ページ目の「鳥獣保護管理事業をめぐる現状と課題」について、下から2行目に、「住民主体の集落単位による総合的な取組みを推進し」とあるが、今後を見越すところの「住民主体の集落単位による」というところが、そぐわなくなる可能性が高いと思われる。意見としては、「住民主体の集落単位を基本としつつ」とした方がいいと思う。長い文章だと、「住民主体の複数単位を基本としつつ、例えば複数集落の連携や地域運営組織などによる」というような集落以外の主体の創出とか、推進とかにも配慮しているということを記載した方がいいと思う。

事務局：前回の部会でもご意見いただいたが、私どもの考え方が一昔前の集落単位、地域単位のコミュニティが割としっかり機能している地域を想定したような記載になって

いる部分はあると思う。この表現については、農林水産省でも集落単位、地域ぐるみという表現をしており、集落全体、地域全体で取り組む対策が必要だという意味があると思っている。渡辺委員からのご意見のとおり、地域で共同作業をやっていく地域力のようなものが維持できないなど、地域に高齢者が多くなってくると、地域力を発揮して共同作業で電気柵を設置するというのが難しい地域もあることも十分承知しているが、スローガンのようにわかりやすい記載にしている。一つの集落だけではなく、複数の集落で取り組むとか、他の集落の方に助けに来てもらって鳥獣対策に取り組むことも想定していかなければならないと思っているので、ご意見を踏まえ、今後表現を検討したい。

佐藤委員 : 39 ページ。市街地等に出没する鳥獣への対応において、「緩衝帯の整備など環境管理による人と鳥獣のすみ分けが重要である」と記載があるが、少し表現が弱い。最後の方では、「人材の育成・確保に向けた取組と住民への普及啓発も併せて検討する」としか記載してない。もう少し具体的に緩衝帯の整備とか、環境管理について記載できないか。むしろ、記載が削除されている「鳥獣保護管理事業をめぐる現状と課題」の部分の方が具体的に課題に向けての取組みが書いてある。もう少し具体的な形で記載していただきたい。

あと、ツキノワグマが出没したときに、迅速な対応が非常に重要だと思うが、併せて「高い技術力が求められる」と記載がある。高い技術力というのは、どういう技術力なのか教えていただきたい。

事務局 : 削除されている「鳥獣保護管理事業をめぐる現状と課題」の部分については、39 ページから1 ページに移しており、「野生鳥獣の捕獲を担う熟練の指導者が減少し、高齢化が進行するなど、野生鳥獣を本来の生息域に押し戻す力が弱まっている」とか、「野生鳥獣と人間が棲み分けるための緩衝帯となっていた里山林の管理放棄地や農地の耕作放棄地が増加する一方」など、佐藤委員からご意見あった部分は残す予定である。表現が弱いというご意見もあったので、表現を検討させていただきたい。

2つ目の高い技術力について、鳥獣が市街地に出没して、万が一、人に危害を加えそうな場合、発砲による駆除も想定される。その場合の発砲の手順も細かく決められている。また、留まっている鳥獣に麻醉銃を使って、動きを止めるということも想定される。その場合には、資格や麻醉銃も必要になるので、「高い技術力」と記載している。

佐藤委員 : わかりました。

江成委員 : 40 ページの傷病鳥獣について、持ち込まれた鳥獣というのは、イノシシ、ニホンジカとかも含めてすべてということか。鳥とか、カモシカもいると思うが、イノシシやニホンジカも含めて放獣するということか。

事務局 : イノシシやニホンジカについては、救護対象ではないため、野生獣類救護所には搬送されないと考えている。

江成委員 : わかりました。次に、38 ページの「狩猟免許試験の休日実施及び県内4会場での実施」について、「庄内・置賜・村山・西村山」と記載があるが、最上は入らないということか。

事務局： 最上地域については、以前は事前講習会をやっていた。県内4地域の中で、最上地域は受験希望者が他の地域に比べやや少ないということもあり、村山地域の山形市、あるいは庄内総合支庁が最上からも比較的近いので、そちらの会場で試験を受けていただいている状況である。

江成委員： わかりました。次に、36ページの「(3) 研修計画」の中の規模のグロッタとは何ですか。

事務局： これはブロックの間違いです。失礼しました。

江成委員： わかりました。

審議事項2 第4期山形県ツキノワグマ管理計画（素案）について

（事務局より説明）

横山部会長： ご質問等いかがか。

野堀委員： 先ほどと関連する質問だが、25ページの管理の推進体制図の中に、教育研究機関や大学等が、人材育成か第二種特定鳥獣管理連絡協議会の中に入るべきではないかと思う。もう一つ。資料2-3の3ページの一番下、自然増加率の数字の扱いが随分変遷してきていて、15%が第3期で12%になって、第5期では14.5%の中央値になっているが、妥当性が非常にわかりにくい。例えばメスの捕獲数が多くなってくると、自然増加率は減るのではないのかと思うが、その辺の検討はどうか。

事務局： 管理の推進体制図については、大学についても記載するよう検討したい。

自然増加率については、今回14.5%に変更したいということだが、これは3ページにも記載しているが、2017年の3月に策定された特定鳥獣保護管理計画作成のためのガイドライン〔クマ類編〕の中で自然増加率の中央値として14.5%と記載されており、12%については安定存続地域個体群における望ましい捕獲上限割合で、プラス3%の15%が安定創造存続地域個体群で捕獲上限として記載されており、直近の自然増加率が14.5%と国で公表しているものになる。

野堀委員： 例えば、第5期ですけれども、春季捕獲に捕獲されたツキノワグマの性比の割合からみて、メスの方が多くなってきているという傾向は、非常にまずいのではないかという気がするが、その辺の考慮はしなくていいのか。

事務局： それについては、もう少し勉強させてもらおう。

野堀委員： わかりました。それで構いません。

本橋委員： 資料2-3の1ページで、標高1,000メートルのところまでが生息域と考えているようだが、これは第1期、昭和52年、今から40年以上前の気候当時のものだと思うが、最近の温暖化を踏まえて、標高1,000メートルを今でも同じ扱いで考えてよいのか。

事務局： こちらについては、現在、この標高まで越冬穴があるという確固たるデータがないので、これまでの標高1,000メートルまでを維持することで考えている。データがないのに変えるのは難しいと思う。

本橋委員： わかりました。

大西委員： クマは私の専門なので、たくさん質問等がある。まず、3ページの中ごろに「各地

域内で交流度の高い地域個体群が存在することが分かった」とあるが、地域内の交流度が高いから地域個体群なので同じことを言っている。交流度が高い地域個体群というのは珍しいような表現だが、交流度が高いから個体群と言う。出典している論文自体が私の論文なので、中身までわかっている。提案としては、「各管理ユニット内で複数の地域個体群が存在した」という表現がよいと思う。（資料3）ツキノワグマの遺伝的集団構造の黄色の楕円が本来の論文にはないと思うが、なぜ入っているのか。

5 ページ目。（資料5）ツキノワグマの捕獲数とブナの豊凶との比較で、ブナの豊凶に関しては、下の方に「県環境科学研究センターの資料をもとに、県全体のおおまかな豊凶をみどり自然課で判定したもの」とあるが、みんながベースにしていく管理計画でおおまかな豊凶という表現をこれからずっと引用していいのかというのが1つで、参考にしたものがあるのにもかかわらず、みどり自然課で判定したという判定基準がわからない。こうなるとこの資料は引用できないようなレベルのものになってしまうので、これはきちんとした出典元があるべきだと思う。

もう1つ。資料5の中は、折れ線も全部その年ごと1年単位の記述なのに、グラフの中の縦軸が0.5年単位で縦線が入っている。見づらいなので、消して欲しい。

また、資料5の中で、春期捕獲と有害捕獲数が水色と薄い緑で書かれているが、春期と夏季となっていると、秋はどうなのかと思う。春季と夏季、何月から何月までを春季としてという定義もないので、結局これもまた引用できない資料になると思う。

もう1つ。7ページの資料8で、目撃件数の分布域を、前回の第3期計画からそれぞれ5年ぐらいうらしているが、大変もったいない。一番右端の部分では令和2年で残すのはいいが、せっかく平成23年からの、まだ分布域がちょっと狭かった頃のデータがあるのに、それをわざわざ消すというのはもったいない。今の図は、この5年間の変化を表しているが、せっかくデータがあるので、平成23年と令和2年と、その間のどっかの1年として、ここ10年間の結果にすればいいのではないかと思う。

事務局： 個体群のところの表現については、訂正させていただく。

ツキノワグマの遺伝的集団構造の中の黄色い丸については、前回の計画から入っており、なぜ入っているのかを確認したい。

5ページのグラフの0.5年の刻みの線は消したい。

県全体のおおまかな豊凶をみどり自然課で判定したものについて、環境科学センターでは、県内の数ヶ所でそれぞれ豊凶予測しており、豊作、並作、凶作という形で豊凶を出している。県全体で並作とか凶作とかの豊凶を出していないので、みどり自然課で、上に書いてある並作、豊作、凶作（県全域）、凶作というのを決めていた。おおまかなという表現については検討したい。

有害捕獲の春季とか夏季とかについては、春季捕獲については個体数調整、夏季捕獲については有害捕獲ということで考えているので、表現については訂正したい。

7ページについては、5年でなく10年という御意見があったので、変化がわかる10年への修正を検討したい。

大西委員： 資料5の図のブナの豊凶について、山形県の環境研究センターで地域ごとの豊凶指標を出して、全県的には出してないということがわかった。これについて、提案が二

つあり、附属資料に地域ごとの豊凶も載せて、その結果を基に県ではこういう判定をしたと書くのが1つ。もう1つは、東北森林管理局で東北全域のブナの豊凶をずっと調べており、毎年プレスリリースして、県単位で豊凶指数を数字で出している。数値と豊作か凶作か並作かと出しているの、そちらを引用するというもの。

8ページから9ページにかけて、資料11のクマ剥ぎのことだが、17年から一気に増えている要因がわかるかというのと、文章の方では、被害範囲も拡大傾向にあるという表現ではなく、17年から拡大したと表現していいのではないかと思う。

9ページの第3期計画期末におけるツキノワグマの状況の最初の3行、「鳥海山地、月山・朝日飯豊、南奥羽の3つの保護管理ユニットに生息するツキノワグマは、第1期及び第2期における保護管理の結果、生息数が増加し、分布拡大させたが」とあるが、どこに資料があるのか全くわからない。このユニットごとの個体数の変化というのは見たことがないので出してください。

もう1つ、次のサルについても同じだが、文中に出てくるグラフとか表が全部、資料1、資料2という表記だが、普通、表1とか図1とかの表記をする。附属資料の方にも資料1、資料2があるので、この表記はよくないと思う。一般的にこのように図1とか表1とかっていう表記にした方がいいと思う。

事務局： 8ページの資料11に関する文章については、森林関係担当部署に確認して記載したところなので、改めて確認して表現を検討したい。

9ページの保護管理ユニットごとの生息頭数について、3つの保護管理ユニットごとに増えているというよりは、県全体で増えているので、3つの保護管理ユニットに生息するツキノワグマの生息数が増加し、とおそらく記載されたのではないかと思われる。資料の表記の仕方について、表や図に修正させていただく。

大西委員： 9ページの数のことについては、ただ単純に「本県に生息するツキノワグマは」とすればいいと思う。

江成委員： まず1つ目、10ページの緩衝地域について、緩衝林ではなく緩衝林帯となっていて、文中でも帯という字があるが、これは緩衝林をさらに大きくしたいって意味で帯というものを付け足したのかどうかについて聞きたい。

事務局： これまでの考え方を考えるということは考えておらず、そのままの表現になっているので、表現をそろえていきたい。

江成委員： 聞いた理由は、私が研修会で話をする際は、緩衝林はあまり大きく設定すると管理が大変なので、あまり大きく設定しないほうがいいという話をしている。緩衝林帯だとかかなり大きく設定した方がいいという印象を与えるのではないかと思う。

2点目が錯誤捕獲について、20ページで、例えば、イノシシのくくりわなにクマがかかった場合、わなをかけた人が総合支庁に連絡を取ることでもいいか。

事務局： そうである。

江成委員： これがあまり捕獲者に周知されていないのか、クマを錯誤捕獲してしまったが、どうしたらいいかわからなくて、放っていたら、次の日にはもういなくなっていたという話をする方が結構いて、非常に危険だと思う。これは狩猟者に対して、錯誤捕獲が起きたときにどこに連絡したらいいのかを周知する必要があるのではないかと思う。

これは、総合支庁の方に聞きたいが、こういう連絡が来た場合、総合支庁としては、
どういう対応をするかは決まっているか。

事務局（村山総合支庁）：錯誤捕獲があった場合の連絡は、基本的にはわなを設置した方が、市町村の担当者に連絡をして、市町村担当者から総合支庁に電話が来ることがほとんどである。状況によって、暴れていて放獣ができないような場合については、人に危害を加える恐れがあるという判断を市町村がして、捕獲許可を出して対応することが多い。

事務局（置賜総合支庁）：置賜総合支庁においても、村山総合支庁と同様、狩猟者本人から市町村に連絡があり、県に連絡が来るという流れになっている。

事務局（最上総合支庁）：最上総合支庁でも、原則放獣とはなっているが、市町村経由で県の方に連絡があり、安全第一で、県と相談しながら、許可を出してもらい、捕獲や止め刺しをしてもらっている。

事務局：庄内総合支庁についても同じような状況だと思われる。

横山部会長：わかりました。

江成委員：例えば、イノシシが入りはじめたような地域では、そういう流れが理解できていない狩猟者がいるので、周知をもう少し徹底した方がいいと思う。

あと1点、11 ページの一番下の行から 12 ページにかけて、「平地に入り込むような形の森林や河川の河畔林等は、ツキノワグマが主要生息域から」という部分だが、これは誰から侵入防止に努めてもらうのかというところがよくわからない。例えば河川だったら国、県、その他地域住民の小さな河川もあるし、クマは割と高速道路の緑地体を使っているイメージが結構あり、そうするとNEXCOになってくると思うが、一体誰に対してのお願いなのかを伺いたい。

事務局：土地の所有者に原則やっていただきたいが、その影響を受けるのは生活している方になると思うので、双方で協力して行う形になると思う。

江成委員：双方というのは、例えば国の河川だったら国と住民という形か。

事務局：そうである。

江成委員：実際にできるものか。

事務局：これからです。

江成委員：すばらしい計画を立てるのもいいが、できれば実現可能な方法を書いていただきたい。

2点目、12 ページに「農作物はできるだけ取り残さないように努める」とあるが、これを皆努めたいけれどもできないという現状がある。そこをもう一步踏み込めないのかなと思うが、どうか。

事務局：今回、住民の方の人材育成も進めていきたいということもあり、いろんな周知をし、周りで手助けしてもらいながら、農作物を放置しないように今後進めていきたいと思う。いい方法があれば教えていただきたい。

江成委員：自分も研修をしているが、限界を感じていて、山の中に捨てられる廃果の量を減らせないかと思っている。今後、何かこれがいいというものが見当たったら、意見したい。

それからもう1つ。26 ページから 27 ページにかけて、地域住民が研修会に参加す

る場合は、県や市町村等と一緒に参加するという意味か。

事務局： 現在、地域住民の方だけに対する研修をしていないので、まずは他の皆さんと一緒に研修に参加してもらい、今後、住民の方だけに向けた研修をするかどうかは検討していく必要があると思う。

江成委員： できれば分けていただきたい。例えば地域住民に対してはやさしい言い方にするとか、難しすぎる内容だと地域住民がついてこれられないこともあるので、今後の課題としてなるべく分けていただきたいと思う。

鳥羽委員： 大西委員も言っていたが、図表のタイトルや番号が全然ないのですごく見にくいし、何の表だかわかりにくいので、直していただきたい。あと、13 ページのツキノワグマによる農作物被害額の軽減目標のところ、令和2年度の25%減を目標とするというこの25%はどうやって出てきた数字なのかを聞きたい。

事務局： 図表の表現等については、これから検討する。軽減目標は、資料2-1の2の(3)の目標設定のところに記載しているが、県の第4次農林水産業元気創造戦略の鳥獣による農作物被害の低減目標が令和6年度に令和元年度の75%にすると設定しているので、それに準じて、1年ずれるが、令和2年の現状から25%減を設定目標にしようと考えている。

大西委員： 夏季捕獲という言葉について、19 ページにツキノワグマの夏季捕獲（有害捕獲）許可の考え方について」を参考にとあるので、山形県はこれがかつて出したことがあるということですね。それが、いつ発出されたというのを記載したほうがいいと思う。毎年発出しているのかなとも思うし、これもある程度の有効期限があると思う。基本的には夏季捕獲という言葉やめたほうがいいと思う。先ほど言った通り、秋捕獲もあるのかと思ってしまう。春季捕獲に対する夏季捕獲という言葉だと思うが、春季捕獲は春季捕獲で、有害捕獲は秋まで含めて有害捕獲という言葉にするのほうがいいと思う。でも、こういう通知を発出しているということが、19 ページでわかったので、何年発出と括弧書きをつけて、将来的にこれを修正することがあれば夏季捕獲という言葉はやめたほうがいいと思う。あとは、錯誤捕獲について、できれば「錯誤捕獲の情報収集に努める」というような文言が欲しいということ、今回は資料編については、この会議の資料としては出されてないが、最終的に資料編も作ると思うので、錯誤捕獲の変動、どれだけ獲られているかというものは、資料として出す必要があると思う。

事務局： 1点目は、県の方でも、夏季捕獲から有害捕獲に前回、修正したところが直し漏れたと思われる。夏季捕獲と有害捕獲という言葉が19 ページにはあるが、かつて出した通知なので発出年を入れたい。錯誤捕獲については、情報収集するというのを13次計画の方には入れているが、クマの管理計画には入っていないので、記載について検討したい。錯誤捕獲の変動について、これまで情報収集をしてきていないということから、正しい数字を把握できていない状況で、来年度からは情報収集をして数字を把握したいと思うが、過去の情報を収集するのは難しいと思っている。前回の審議会でも話をしたが、現在、捕獲個体票に錯誤捕獲の項目がなく、なかなか錯誤捕獲かどうかわかりにくい状態になっており、今後については対応したいと思うが、これまでの状況については正しい数字が出てこないと思うので、来年度以降の情報を収集して今

後の計画に記載できるようしたい。

大西委員：今までこれは錯誤捕獲だというのが一部はわかっているわけですね。

事務局：そうである。

大西委員：有害捕獲に入れているのか、狩猟に入れているのか。

事務局：先ほど環境課から説明があったが、錯誤捕獲があった場合は、その状況を聞き取りして、危険だということであれば有害捕獲に切り換えて許可を出して有害捕獲にしている。もともと錯誤捕獲があった場合は、県に協議することになっており、その協議の数は把握しているが、それ以外のものが把握しきれていない。

大西委員：錯誤捕獲されて、リリースできないから、状況的に有害捕獲に切り換えるというのは後出しジャンケンみたいな感じ。県の統計としては今までの部分に関しては、有害捕獲頭数に括弧書きで一部錯誤捕獲を含むと一言加えるのがフェアだと思う。

横山部会長：わかっている数だけでもどこかに記載するようにした方がいいと思う。もちろん正確な数字ではないかもしれないが、少なくともこれぐらいは錯誤捕獲があり、結局そのあと有害に切り換えて対応したという数がどれぐらいあったということは附属資料でもいいので掲載すべきかと思う。

審議事項3 第4期山形県ニホンザル管理計画（素案）について

（事務局より説明）

横山部会長：ご質問等いかがか。

江成委員：群れ捕獲について1つ伺いたいが、すべての市町村がサルの群れに発信器をつけているわけではなく、最近サルが入ってきた地域で群れの状況がよくわからないまま市町村判断で群れ捕獲をしてしまったという地域が県内に多い印象があるが、県の方で止めるとか、勝手に市町村が群れ捕獲に進まないようにすることはできないのか。

事務局：サルの捕獲については、もともと県の権限だが市町村に権限委譲できることになっている。権限委譲すると、判断するのは市町村になる。対策としては、群れ捕獲はこのようにするというを最低限周知するのが大事だと考えている。また、先程、チェックリストの話をしたが、チェックリストの条件に当てはまる時に群れ捕獲をするというやり方を考えている。

江成委員：いろんな市町村で研修会をするが、サルの管理計画がかなり形骸化しているのか、全然反映されておらず、群れ捕獲を行う市町村が結構多いので、そこをどうにかできないかと思い意見した。これに対してはもう少し何か方法ないか考えたいと思う。

横山部会長：きちんとフローを作って実施しないといけないと思う。被害を受けている方は、被害を受け始めたらすぐに何とかしたいと思うが、基本的な情報を集積するまでは、例えばその被害を市町村単位や県単位で補償するような形にして、まずはデータを取ったうえで群れ捕獲に移行するという仕組みを県が作る必要があるのではないかという印象を持った。

具体的な数字のデータが少なく、どのようにコメントしたらいいのか難しいと思うが、具体的な数値目標が入った管理計画が2月にできて、そこからさらに検討するのはかなり厳しいという気がして、どうしたらいいのか考えている。

本橋委員：資料3-1の目的のところでは、「集落全体で農業被害の軽減及び実施被害の防止を図る」となっているということは、群れ捕獲をするのも集落単位という理解でよいか。

事務局：群れ捕獲は大掛かりな捕獲で、大きい檻を用意しなければならず、設置できる場所が限られている。群れ捕獲をするには、地元の協力などが必要であり、最後に止めさしにより殺処分するが、その時に銃を使ったりするので、群れ捕獲をできる場所が限られる。行政だけではなく、地元や猟友会の方々などいろんな人に協力してもらわないと群れ捕獲をするのは難しい。また、檻を設置してもサルを最後まで捕獲できないと、逆にサルが増えて困ったことになってしまうので、地域で協力してやる捕獲方法だと考えている。

野堀委員：19ページのところに管理の推進体制図があり、ツキノワグマでもほとんど同じ図があった。サルとツキノワグマとの違いは、サルが群れで行動すること、クマは単独で行動すること。また、捕獲の方式が全く異なることなどが違うところだと思う。そのような内容がその管理推進体制図の中に、わかりやすく組み込まれていると非常にいいと思う。例えば研究機関大学なんかとの関わりの中でも出てくると、サルとクマの違いがわかりやすく、市民の方等のアピールもやりやすくなるのではないかと思う。ツキノワグマのところでも言ったが、研究機関とか大学、民間の研究機関もあると思うが、そういうところがどのような形でどの場所に、組み込まれるべきかということサルを推進体制図でも明記してほしい。

事務局：管理体制図の内容が古くなっているところもあるので、見直して修正したい。

野堀委員：特に違っているのは狩猟者団体のところで、この辺がポイントではないかと思う。

横山部会長：その他、特になければ、本日の審議事項である3つの計画（案）については、次回第3回の審議会で再度審議のうえで答申するという事とする。

各委員：異議なし。

議事録署名人

議	長	横山	潤
議事録署名委員		佐藤	景一郎
議事録署名委員		鳥羽	妙